

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

○	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）	1
○	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）	19
○	旅館業法施行令（昭和三十三年政令第五百五十二号）	23
○	地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）	25
○	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）	34

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>法第二条第一項第五号</u>の政令で定める施設）</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一項第五号</u>の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。</p> <p>一 ホテル（旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）<u>第二条第二項</u>に規定するホテル営業に係る建物又は建物の部分をいう。<u>第三条第一項第二号</u>において同じ。）又は旅館（<u>同法第二条第三項</u>に規定する旅館営業に係る建物又は建物の部分をいう。<u>同号</u>において同じ。）<u>内の区画された施設</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>（<u>法第二条第六項第三号</u>の政令で定める興行場）</p> <p>第二条 法第二条第六項第三号の政令で定める興行場は、次の各号に掲げる興行場（興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）<u>第一条第一項</u>に規定する興行場をいう。以下この条において同じ。）で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものとする。</p>	<p>（<u>法第二条第一項第八号</u>の政令で定める施設）</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一項第八号</u>の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。</p> <p>一 ホテル（旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）<u>第二条第二項</u>に規定するホテル営業に係る建物又は建物の部分をいう。以下<u>同じ</u>。）又は旅館（<u>同条第三項</u>に規定する旅館営業に係る建物又は建物の部分をいう。以下<u>同じ</u>。）<u>内の区画された施設</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>（<u>法第二条第六項第三号</u>の政令で定める興行場）</p> <p>第二条 法第二条第六項第三号の政令で定める興行場は、次の各号に掲げる興行場（興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）<u>第一条第一項</u>に規定する興行場をいう。）で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものとする。</p>

一〇三 (略)

(法第二条第六項第四号の政令で定める施設等)

第三条 法第二条第六項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 ホテル、旅館その他客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する施設であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）

イ 食堂（調理室を含む。以下このイにおいて同じ。）又はロビーの床面積が、次の表の上欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める数値に達しない施設

(略)

ロ・ハ (略)

ニ フロント、玄関帳場その他これらに類する設備（以下この条において「フロント等」という。）にカーテンその他の見通しを遮ることができる物が取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める状態にある施設

ホ 客が従業者と面接しないで機械その他の設備を操作することによつてその利用する個室の鍵の交付を受けることができる施設その他の客が従業者と面接しないでその利用する個室に入ることができる施設

一〇三 (略)

(法第二条第六項第四号の政令で定める施設等)

第三条 法第二条第六項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 ホテル、旅館その他客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する施設であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）

イ 食堂（調理室を含む。以下同じ。）又はロビーの床面積が、次の表の上欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める数値に達しない施設

(略)

ロ・ハ (略)

ニ フロント、玄関帳場その他これらに類する設備（以下「フロント等」という。）にカーテンその他の見通しを遮ることができる物が取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める状態にある施設

ホ 客が従業者と面接しないで機械その他の設備を操作することによつてその利用する個室の鍵の交付を受けることができる施設その他の客が従業者と面接しないでその利用する個室に入ることができる施設

2 法第二条第六項第四号の政令で定める構造は、前項第二号に掲げる施設（客との面接に適するフロント等において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊の料金の受渡し及び客室の鍵の授受を行う施設を除く。）につき、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 客の使用する自動車の車庫（天井（天井のない場合にあつては、屋根）及び二以上の側壁（ついで、カーテンその他これらに類するものを含む。）を有するものに限るものとし、二以上の自動車を収容することができる車庫にあつては、その客の自動車の駐車用に供する区画された車庫の部分という。以下この項において同じ。）が通常その客の宿泊に供される個室に接続する構造

二・三（略）

3 法第二条第六項第四号の政令で定める設備は、次の各号に掲げる施設の区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げる施設 次のいずれかに該当する設備

イ 動力により振動し又は回転するベッド、横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡（以下このイにおいて「特定用途鏡」という。）で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついでその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備

ロ（略）

2 法第二条第六項第四号の政令で定める構造は、前項第二号に掲げる施設（客との面接に適するフロント等において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊の料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う施設を除く。）につき、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 客の使用する自動車の車庫（天井（天井のない場合にあつては、屋根）及び二以上の側壁（ついで、カーテンその他これらに類するものを含む。）を有するものに限るものとし、二以上の自動車を収容することができる車庫にあつては、その客の自動車の駐車用に供する区画された車庫の部分という。以下同じ。）が通常その客の宿泊に供される個室に接続する構造

二・三（略）

3 法第二条第六項第四号の政令で定める設備は、次の各号に掲げる施設の区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げる施設 次のいずれかに該当する設備

イ 動力により振動し又は回転するベッド、横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついでその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備

ロ（略）

ハ 長椅子その他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するもの

二 (略)

(風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準)

第六条 法第四条第二項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 風俗営業の営業所の設置を制限する地域(以下この条において「制限地域」という。)の指定は、次に掲げる地域内の地域について行うこと。

イ (略)

ロ その他の地域のうち、学校、病院その他の施設でその利用者の構成その他のその特性に鑑み特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるもの(以下「保全対象施設」という。)の周辺の地域

二 前号ロに掲げる地域内の地域につき制限地域の指定を行う場合には、当該保全対象施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域を限度とし、その区域内の地域につき指定を行うこと。

三 前二号の規定による制限地域の指定及びその変更は、風俗営業の種類及び営業の態様、地域の特性、保全対象施設の特性、既設の風俗営業の営業所の数その他の事情に応じて、良好な風俗環境を保全するため必要な最小限度のものであること。

ハ 長いすその他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するもの

二 (略)

(風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準)

第六条 法第四条第二項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 風俗営業の営業所の設置を制限する地域(以下「制限地域」という。)の指定は、次に掲げる地域内の地域について行うこと。

イ (略)

ロ その他の地域のうち、学校その他の施設で学生等その利用者の構成その他のその特性にかんがみ特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものの周辺の地域

二 前号ロに掲げる地域内の地域につき制限地域の指定を行う場合には、当該施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域を限度とし、その区域内の地域につき指定を行うこと。

三 前二号の規定による制限地域の指定は、風俗営業の種類及び営業の態様、地域の特性、第一号ロに規定する施設の特性、既設の風俗営業の営業所の数その他の事情に応じて、良好な風俗環境を保全するため必要な最小限度のものであること。

第七条・第八条 (略)

(法第十三条第一項第二号の政令で定める基準)

第九条 法第十三条第一項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域(以下「営業延長許容地域」という。)の指定は、次のいずれにも該当する地域内の地域について行うこと。

イ 店舗が多数集合しており、かつ、風俗営業、遊興飲食店営業(設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客に酒類を提供して営むものに限る。))をいい、風俗営業に該当するものを除く。)並びに深夜(午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。)において営まれる酒類提供飲食店営業(法第十二条第十三条第四号に規定する酒類提供飲食店営業をいう。第十二条第十三条第四号に規定する酒類提供飲食店営業をいう。第二十七条において同じ。)及び興行場営業(興行場法第一条第二項に規定する興行場営業をいう。)の営業所が一平方キロメートルにつきおおむね三百箇所以上の割合で設置されている地域(第二十二条第一号イ(1)及びロ(3)において「風俗営業等密集地域」という。)であること。

ロ 次に掲げる地域でないこと。

- (1) 住居集合地域
- (2) 住居集合地域以外の地域のうち、住居の用に併せて商業又は工業の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているた

第六条の二・第七条 (略)

(法第十三条第一項の政令で定める基準)

第七条の二 法第十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域(以下「営業延長許容地域」という。)の指定は、次のいずれにも該当する地域内の地域について行うこと。

イ 店舗が多数集合しており、かつ、風俗営業並びに深夜(午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。)において営まれる酒類提供飲食店営業(法第十二条第十一項第三号に規定する酒類提供飲食店営業をいう。以下同じ。)及び興行場営業(興行場法第一条第二項に規定する興行場営業をいう。)の営業所が一平方キロメートルにつきおおむね三百箇所以上の割合で設置されている地域であること。

ロ 次に掲げる地域に隣接する地域でないこと。

- (1) 住居集合地域
- (2) その他の地域のうち、住居の用に併せて商業等の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における

め、深夜における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの

(3) (1)又は(2)に掲げる地域に隣接する地域（幹線道路の各側端から外側おおむね五十メートルを限度とする区域内の地域を除く。）

二 営業延長許容地域の指定及びその変更は、風俗営業の種類、営業の態様その他の事情に応じて良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮するとともに、当該地域における法第四十四条第一項の規定による風俗営業者の団体の届出の有無及び当該団体が関係風俗営業者に対して行う営業時間の制限その他の事項に関する法又は法に基づく命令若しくは条例の規定の遵守のための自主的な活動にも配慮すること。

（風俗営業の営業時間の制限に関する条例の基準）

第十条 法第十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 営業時間を制限する地域の指定は、次に掲げる地域内の地域について行うこと。
 - イ (略)
 - ロ その他の地域のうち、住居の用に併せて商業又は工業の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、早朝における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの
- 三 営業を営んではならない時間の指定は、次に掲げる地域の区分に

当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの

二 営業延長許容地域の指定は、風俗営業の種類、営業の態様その他の事情に応じて良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮するとともに、当該地域における法第四十四条の規定による団体の届出の有無及び当該団体が関係風俗営業者に対して行う営業時間の制限その他の事項に関する法又は法に基づく命令若しくは条例の規定の遵守のための自主的な活動にも配慮すること。

（風俗営業の営業時間の制限に関する条例の基準）

第八条 法第十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 営業時間を制限する地域の指定は、次に掲げる地域内の地域について行うこと。
 - イ (略)
 - ロ その他の地域のうち、住居の用に併せて商業等の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、早朝における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの
- 三 営業を営んではならない時間の指定は、次に掲げる地域の区分に

従いそれぞれ次に定める時間内において行うこと。

イ 前号イに掲げる地域に係る地域であつて、法第十三条第一項第一号に定める地域（以下この条において「特別日営業延長許容地域」という。）に該当するもの 午前六時後午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時前（当該翌日につき、当該特別日営業延長許容地域を定める条例において習俗的行事その他の特別な事情のある日として定められている場合にあつては、当該条例で定める時まで）の時間

ロ 前号イに掲げる地域に係る地域（イに掲げるものを除く。）

午前六時後午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時前の時間

ハ 前号ロに掲げる地域に係る地域 午前六時後午前十時までの時間

間

四 ばちんこ屋その他の都道府県の条例で定める種類の風俗営業については、前二号に定めるもののほか、客の頻繁な出入り、営業活動に伴う騒音の発生その他の事情による良好な風俗環境への影響が大きいと認められる地域につき、次に掲げる地域の区分に従いそれぞれ次に定める時間内において営業を営んではならない時間を指定することができること。

イ 当該風俗営業の種類に係る営業延長許容地域に該当する地域

午前六時後午前十時までの時間

従いそれぞれ次に定める時間内において行うこと。

イ 前号イに掲げる地域に係る地域であつて、法第十三条第一項の規定に基づき都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日を定める条例で当該事情のある地域として定める地域（以下この条において「特別日営業延長許容地域」という。）に該当するもの 日出時から午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時（当該翌日につき、当該特別日営業延長許容地域を定める条例において当該特別な事情のある日として定められている場合にあつては、当該条例で定める時）までの時間

ロ 前号イに掲げる地域に係る地域（イに掲げるものを除く。）

日出時から午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時までの時間

ハ 前号ロに掲げる地域に係る地域 日出時から午前十時までの時間

間

四 ばちんこ屋その他の都道府県の条例で定める種類の風俗営業については、前二号に定めるもののほか、客の頻繁な出入り、営業活動に伴う騒音の発生その他の事情による良好な風俗環境への影響が大きいと認められる地域につき、次に掲げる地域の区分に従いそれぞれ次に定める時間内において営業を営んではならない時間を指定することができること。

イ 当該風俗営業の種類に係る営業延長許容地域に該当する地域

日出時から午前十時までの時間

ロ 特別日営業延長許容地域に該当する地域（イに掲げるものを除く。） 午前六時後午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時前（当該翌日につき、当該特別日営業延長許容地域を定める条例において習俗的行事その他の特別な事情のある日として定められている場合にあつては、当該条例で定める時まで）の時間

ハ イ又はロに掲げる地域以外の地域 午前六時後午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時前の時間

（風俗営業に係る騒音及び振動の規制に関する条例の基準等）

第十一条 法第十五条の規定に基づく条例を定める場合における同条の風俗営業者に係る騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値を超えない範囲内において定めるものとする。

地 域	数 値		
	昼間	夜間	深夜
一 住居集合地域その他の地域で、良好な風俗環境を保全するため、特に静穏を保持する必要があるものとして都道府県の条例で定めるもの	五十五 デシベル	五十デ シベル	四十五 デシベル
二 商店の集合している地域その他の地域で、当該地域における	六十五 デシベル	六十デ シベル	五十五 デシベル

ロ 特別日営業延長許容地域に該当する地域（イに掲げるものを除く。） 日出時から午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時（当該翌日につき、当該特別日営業延長許容地域を定める条例において当該特別な事情のある日として定められている場合にあつては、当該条例で定める時）までの時間

ハ イ又はロに掲げる地域以外の地域 日出時から午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時までの時間

（風俗営業に係る騒音及び振動の規制に関する条例の基準等）

第九条 法第十五条の規定に基づく条例を定める場合における同条の風俗営業者に係る騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値を超えない範囲内において定めるものとする。

地 域	数 値		
	昼間	夜間	深夜
一 住居集合地域その他の地域で、良好な風俗環境を保全するため、特に静穏を保持する必要があるものとして都道府県の条例で定めるもの	五十五 デシベル	五十デ シベル	四十五 デシベル
二 商店の集合している地域その他の地域で、当該地域における	六十五 デシベル	六十デ シベル	五十五 デシベル

備考	風俗環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるもの	ル		
	三 一及び二に掲げる地域以外の地域	六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
	一 「昼間」とは、午前六時後午後六時前の時間をいう。 二 「夜間」とは、午後六時から翌日の午前零時までの時間をいう。			

2・3 (略)

第十二条・第十三条 (略)

政令で定める者	区分	政令で定める額	第十四条 法第二十条第八項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額とする。
			<p>一 法第二十条第五項の指定試験機関 (略)</p> <p>十 法第二十条第二項の認定 (以下単) 項の認定 (以下単) (この表において「遊技機試験」とい</p>

備考	風俗環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるもの	ル		
	三 一及び二に掲げる地域以外の地域	六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
	一 「昼間」とは、日出時から日没時までの時間をいう。 二 「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時までの時間をいう。			

2・3 (略)

第九条の二・第十条 (略)

政令で定める者	区分	政令で定める額	第十条の二 法第二十条第八項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額とする。
			<p>一 法第二十条第五項の指定試験機関 (略)</p> <p>十 法第二十条第二項の認定 (以下単) 項の認定 (以下単) (この表において「遊技機試験」とい</p>

二 検定を	に「認定 」という 。を 受 け よう と す る 者
(一) 指定試験機関が行う検定に必要な	<p>う。を 受 け た 遊 技 機 に つ い て 認 定 を 受 け よ う と す る 場 合</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (一)又は(二)の遊技機以外の遊技機に つ い て 認 定 を 受 け よ う と す る 場 合</p> <p>1 ぱちんこ遊技機</p> <p>(1) 入賞を容易にするための装置 であつて国家公安委員会規則で 定 め る も の (以 下 こ の 表 に お い て「特定装置」という。)が設 け ら れ て い る も の (当 該 特 定 装 置 を 連 続 し て 作 動 さ せ る こ と が で き る も の に 限 る。)</p> <p>(i) マイクロプロセッサ(電 子 計 算 機 の 中 央 演 算 処 理 装 置 を 構 成 す る 集 積 回 路 を い う。 以 下 こ の 表 に お い て 同 じ。) を 内 蔵 す る も の</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 5 (略)</p>
(略)	
二 検定を	に「認定 」という 。を 受 け よう と す る 者
(一) 指定試験機関が行う検定に必要な試	<p>つ い て 認 定 を 受 け よ う と す る 場 合</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (一)又は(二)の遊技機以外の遊技機に つ い て 認 定 を 受 け よ う と す る 場 合</p> <p>1 ぱちんこ遊技機</p> <p>(1) 入賞を容易にするための装置で あ つ て 国 家 公 安 委 員 会 規 則 で 定 め る も の (以 下 「特定装置」という 。) が 設 け ら れ て い る も の (当 該 特 定 装 置 を 連 続 し て 作 動 さ せ る こ と が で き る も の に 限 る。)</p> <p>(i) マイクロプロセッサ(電 子 計 算 機 の 中 央 演 算 処 理 装 置 を 構 成 す る 集 積 回 路 を い う。 以 下 同 じ。) を 内 蔵 す る も の</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 5 (略)</p>

受けようとする者	試験（以下この表において「型式試験」という。）を受けた型式について検定を受けようとする場合	
(略)	(二)・(三) (略)	(略)
備考 (略)		
第十五条～第十八条 (略)		
(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限に関する条例の基準)		
第十九条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。		
一 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第四項の制限は、営業を営んではならない時間を指定して行うこと。		
二 (略)		
(法第三十一条の十五第一項の政令で定める重大な不正行為)		
第二十条 法第三十一条の十五第一項の政令で定める重大な不正行為は、第十七条各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる行為とする。		
(法第三十一条の二十の政令で定める重大な不正行為)		
第二十一条 法第三十一条の二十の政令で定める重大な不正行為は、第十七条各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる行為とする。		
(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定に関する		

受けようとする者	試験（以下「型式試験」という。）を受けた型式について検定を受けようとする場合	
(略)	(二)・(三) (略)	(略)
備考 (略)		
第十一条～第十三条の二 (略)		
(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限に関する条例の基準)		
第十三条の三 法第三十一条の十三第一項において読み替えて準用する法第二十八条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。		
一 法第三十一条の十三第一項において読み替えて準用する法第二十八条第四項の制限は、営業を営んではならない時間を指定して行うこと。		
二 (略)		
(法第三十一条の十五第一項の政令で定める重大な不正行為)		
第十三条の四 法第三十一条の十五第一項の政令で定める重大な不正行為は、第十三条各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる行為とする。		
(法第三十一条の二十の政令で定める重大な不正行為)		
第十三条の五 法第三十一条の二十の政令で定める重大な不正行為は、第十三条各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる行為とする。		

る条例の基準)

第二十二條 法第三十一條の二十三において準用する法第四條第二項第

二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域（次号において「営業所設置許容地域」という。）の指定は、次のいずれにも該当する地域内の地域について行うこと。

イ 次のいずれかに該当する地域であること。

〔1〕 風俗営業等密集地域

〔2〕 その他の地域のうち、深夜において一平方キロメートルにつきおおむね百人以下の割合で人が居住する地域

ロ 次に掲げる地域でないこと。

〔1〕 住居集合地域

〔2〕 住居集合地域以外の地域のうち、住居の用に併せて商業又は工業の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの

〔3〕 (1)又は(2)に掲げる地域に隣接する地域（当該地域が風俗営業等密集地域に該当する場合にあつては、幹線道路の各側端から外側おおむね五十メートルを限度とする区域内の地域を除く。）

〔4〕 その他の地域のうち、保全対象施設（特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府

県の条例で定めるものに限る。)の周辺の地域(当該保全対象施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む)。

)の周囲おおむね百メートルを限度とする区域内の地域に限る。

二 営業所設置許容地域の指定及びその変更は、地域の特性その他の事情に応じた良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮するとともに、当該地域における法第四十四条第一項の規定による特定遊興飲食店営業者の団体の届出の有無及び当該団体が関係特定遊興飲食店営業者に対して行う法又は法に基づく命令若しくは条例の規定の遵守のための自主的な活動にも配慮すること。

(法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の政令で定める事由)

第二十三条 第七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の政令で定める事由について準用する。この場合において、第七条第一号及び第六号中「風俗営業者」とあるのは、「特定遊興飲食店営業者」と読み替えるものとする。

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限に関する条例の基準)

第二十四条 法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第二項の制限は、深夜において営業を営んではならない時間として午前五時から午前六時までの時間内の時間を指定し、又は深夜から引き続き営業

を営んではならない時間として午前六時後午前十時までの時間内の時間を指定して行うこと。

二 営業時間を制限する地域の指定は、居住、勤務その他日常生活又は社会生活の平穏が害されることを防止するため早朝における風俗環境の保全につき特に配慮を必要とする地域内の地域について行うこと。

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制に関する条例の基準等)

第二十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例を定める場合における特定遊興飲食店営業者の深夜における営業に係る騒音に係る数値は、第十一条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値を超えない範囲内において定めるものとする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例を定める場合における特定遊興飲食店営業者の深夜における営業に係る振動に係る数値は、五十五デシベルを超えない範囲内において定めるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、第一項の騒音及び前項の振動の測定について準用する。

(深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制に関する条例の基準等)

第二十六条 法第三十二条第二項において準用する法第十五条の規定に

(深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制に関する条例の基準等)

第十四条 法第三十二条第二項において準用する法第十五条の規定に基

基づく条例を定める場合における深夜において飲食店営業（法第二条第十三項第四号に規定する飲食店営業をいう。次項において同じ。）を営む者に係る騒音に係る数値は、第十一条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値を超えない範囲内において定めるものとする。

2 (略)

3 第十一条第三項の規定は、第一項の騒音及び前項の振動の測定について準用する。

第二十七条 (略)

(法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為)

第二十八条 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

一 第十七条第四号から第八号までに掲げる行為

二 十 (略)

(法第四十三条の政令で定める者及び額)

第二十九条 法第四十三条の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

政令で定める者	政令で定める額
一 法第三条第一項の許可（以下この表において単に「許可」という	

づく条例を定める場合における深夜において飲食店営業（法第二条第十一項第三号に規定する飲食店営業をいう。以下同じ。）を営む者に係る騒音に係る数値は、第九条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値を超えない範囲内において定めるものとする。

2 (略)

3 第九条第三項の規定は、第一項の騒音及び前項の振動の測定について準用する。

第十五条 (略)

(法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為)

第十五条の二 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

一 第十三条第四号から第八号までに掲げる行為

二 十 (略)

(法第四十三条の政令で定める者及び額)

第十六条 法第四十三条の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

政令で定める者	政令で定める額
一 法第三条第一項の許可（以下単に「許可」という。）を受けよう	

<p>者</p> <p>(一) ぱちんこ屋又は第八條に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下この表において「未認定遊技機」という。）がないとき。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(二) ぱちんこ屋又は第八條に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p>	<p>。)</p> <p>(一) ぱちんこ屋又は第八條に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下この表において「未認定遊技機」という。）がないとき。</p> <p>(略)</p> <p>(一) 1又は2に定める額に、二千八百円（検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この表において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに</p>
<p>とする者</p> <p>(一) ぱちんこ屋又は第七條に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がないとき。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(二) ぱちんこ屋又は第七條に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p>	<p>とする者</p> <p>(一) ぱちんこ屋又は第七條に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がないとき。</p> <p>(略)</p> <p>(一) 1又は2に定める額に、二千八百円（検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未</p>

<p>四十円（特定未認定遊技機については、それぞれ第十四条の表の一の項の(三)の下欄に定める額から八千円を減じた額）を加算した額</p>	<p>(三) ぱちんこ屋及び第八條に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p>	<p>1・2 (略)</p>	<p>二 法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の承認（以下この表において単に「承認」という。）を受けようとする者</p>	<p>(一) (略)</p>	<p>(二) 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合</p>
		<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	<p>五千二百円（特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乘じて得た額を加算した額）に、未認定</p>

<p>認定遊技機については、それぞれ第十条の二の表の一の項の(三)の下欄に定める額から八千円を減じた額）を加算した額</p>	<p>(三) ぱちんこ屋及び第七條に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p>	<p>1・2 (略)</p>	<p>二 法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の承認（以下単に「承認」という。）を受けようとする者</p>	<p>(一) (略)</p>	<p>(二) 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合</p>
		<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	<p>五千二百円（特定未認定遊技機がある場合にあつては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乘じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊</p>

<p>遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機については、それぞれ第十四条の表の一の項の(三)の下欄に定める額から八千円を減じた額）を加算した額</p>	<p>備考（略）</p>
<p>（警察庁長官への権限の委任）</p> <p>第三十条 法第四十一条の三第一項の規定による報告の受理及び通報並びに国家公安委員会の権限に属する法第四十四条第一項の規定による届出の受理に関する事務は、警察庁長官に委任する。</p> <p>第三十一条（略）</p>	<p>（警察庁長官への権限の委任）</p> <p>第十七条 法第四十一条の三第一項の規定による報告の受理及び通報並びに国家公安委員会の権限に属する法第四十四条の規定による届出の受理に関する事務は、警察庁長官に委任する。</p> <p>第十八条（略）</p>
<p>技機については、それぞれ第十条の二の表の一の項の(三)の下欄に定める額から八千円を減じた額）を加算した額</p>	<p>備考（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（第二種住居地域及び工業地域内に建築してはならない建築物）</p> <p>第三百三十条の七の三 法別表第二(ハ)項第三号及び(ロ)項第四号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第六項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設（ナイトクラブを除く。）とする。</p> <p>（第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に類する用途）</p> <p>第三百三十条の八の二 （略）</p> <p>2 法別表第二(ト)項第六号及び(ワ)項（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場に類する用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。</p> <p>（準住居地域及び用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物のナイトクラブに類する用途）</p>	<p>（新設）</p> <p>（第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に類する用途）</p> <p>第三百三十条の八の二 （略）</p> <p>2 法別表第二(ト)項第六号及び(ワ)項（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。</p>

第三百十条の九の二 法別表第二(ト)項第五号及び第六号並びに(ハ)項(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定めるナイトクラブに類する用途は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客の接待をするものを除く。)を営む施設(ナイトクラブを除く。)とする。

第三百十条の九の三・第三百十条の九の四 (略)

(準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業)

第三百十条の九の五 法別表第二(ぬ)項第一号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 法別表第二(ぬ)項第一号(十二)に掲げる圧縮ガスの製造のうち、次のいずれかに該当するもの
 - イ 内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係るもの
 - ロ 燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮水素に係るものであつて、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いるもの

(新設)

第三百十条の九の二・第三百十条の九の三 (略)

(準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業)

第三百十条の九の四 法別表第二(ぬ)項第一号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 法別表第二(ぬ)項第一号(十二)に掲げる圧縮ガスの製造のうち、次のいずれかに該当するもの
 - イ 内燃機関の燃料として自動車に充てんするための圧縮天然ガスに係るもの
 - ロ 燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充てんするための圧縮水素に係るものであつて、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いるもの

三〇五 (略)

第三百三十条の九の六 (略)

(建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に建築主事の確認等を要しない類似の用途)

第三百三十七条の十八 法第八十七条第一項の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、第三号若しくは第六号に掲げる用途に供する建築物が第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域内にある場合、第七号に掲げる用途に供する建築物が第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合又は第九号に掲げる用途に供する建築物が準住居地域若しくは近隣商業地域内にある場合については、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場
- 二 公会堂、集会場
- 三 診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等
- 四 ホテル、旅館
- 五 下宿、寄宿舎
- 六 博物館、美術館、図書館
- 七 体育館、ボート場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ

三〇五 (略)

第三百三十条の九の五 (略)

(建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に建築主事の確認等を要しない類似の用途)

第三百三十七条の十八 法第八十七条第一項の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、第三号若しくは第六号に掲げる用途に供する建築物が第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域内にある場合又は第七号に掲げる用途に供する建築物が第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合については、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場
- 二 公会堂、集会場
- 三 診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等
- 四 ホテル、旅館
- 五 下宿、寄宿舎
- 六 博物館、美術館、図書館
- 七 体育館、ボート場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ

練習場、バッテリー練習場

- 八 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗
- 九 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
- 十 待合、料理店
- 十一 映画スタジオ、テレビスタジオ

練習場、バッテリー練習場

- 八 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗
- 九 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
- 十 待合、料理店
- 十一 映画スタジオ、テレビスタジオ

改 正 後	改 正 前
<p>（構造設備の基準）</p> <p>第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。</p> <p>七 九（略）</p> <p>十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「第一条学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。</p> <p>十一（略）</p> <p>2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 八（略）</p>	<p>（構造設備の基準）</p> <p>第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。</p> <p>七 九（略）</p> <p>十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「第一条学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができない設備を有すること。</p> <p>十一（略）</p> <p>2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 八（略）</p>

九 当該施設の設置場所が第一条学校等の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客に接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができ設備を有すること。

十 (略)

3・4 (略)

九 当該施設の設置場所が第一条学校等の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができ設備を有すること。

十 (略)

3・4 (略)

の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、それぞれ当該金額から八千円を減じた金額)

イ 三月以内の期間を限って営む風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 一万四千元(同法第三十一条の二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における

<p>十四の四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第</p>	
<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三におい</p>	
<p>千百円</p>	<p>当該申請に係る審査にあつては、二万八百円） ロ その他の審査 二万四千円（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所につき同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、三万八百円）</p>

<p>三十一條の二十三において準用する同法第五條第四項の規定に基づく許可証の再交付又は同法第三十一條の二十三において準用する同法第九條第四項の規定に基づく許可証の書換えに関する事務</p>	<p>て準用する同法第五條第四項の規定に基づく許可証の再交付</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一條の二十三において準用する同法第九條第四項の規定に基づく許可証の書換え</p>	<p>千四百円</p>
<p>十四の五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一條の二十三において準用する同法第七條第一項及び第五項の規定に基づく</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一條の二十三において準用する同法第七條第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>八千六百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一條の二十三において準用する同法第七條第一項の規定</p>

<p>く特定遊興飲食 店営業の相続に 係る承認に関す る事務</p>	<p>風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に 関する法律第二十 三において準用 する同法第七條 の二第一項及び 同法第三十一條 の二十三におい て準用する同法 第七條の二第三 項において準用 する同法第七條 第五項の規定に 基づく特定遊興</p>	<p>にに基づく承認の申請 を行う場合における 当該他の同項の規定 に基づく承認の申請 に係る審査にあって は、三千八百円</p>
<p>十四の六 風俗営 業等の規制及び 業務の適正化等 に関する法律第 三十一條の二十 三において準用 する同法第七條 の二第一項及び 同法第三十一條 の二十三におい て準用する同法 第七條の二第三 項において準用 する同法第七條 第五項の規定に 基づく特定遊興</p>	<p>風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に 関する法律第二十 三において準用す る法律第三十一條の二 十三において準用する 同法第七條の二第一項 の規定に基づく特定遊 興飲食店営業者たる法 人の合併に係る承認の 申請に対する審査</p>	<p>一万千円（当該申請 を行う者が当該都道 府県において同時に 他の風俗営業等の規 制及び業務の適正化 等に関する法律第三 十一條の二十三にお いて準用する同法第 七條の二第一項の規 定に基づく承認の申 請を行う場合におけ る当該他の同項の規 定に基づく承認の申 請に係る審査にあつ ては、三千三百円）</p>

<p>飲食店営業者たる法人の合併に係る承認に関する事務</p>	<p>十四の七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七條の三第一項及び同法第三十一条の二十三において準用する同法第七條の三第三項において準用する同法第七條第五項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に</p>
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七條の三第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七條の三第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査</p>
<p>一万千円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七條の三第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円）</p>	<p>一万千円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七條の三第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円）</p>

<p>係る承認に関する事務</p>	<p>十四の八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九條第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認に関する事務</p>	<p>十四の九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十條の二第一項、第</p>
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九條第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十條の二第一項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認</p>	<p>興飲食店営業者の認</p>
<p>九千九百円</p>	<p>一万三千円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三に</p>	<p>において準用する同法</p>

<p>十四の十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第二十三</p>	<p>三項及び第五項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定に関する事務</p>	
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第二十四條第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習</p>	<p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十條の二第五項の規定に基づく認定証の再交付</p>	<p>定の申請に対する審査</p>
<p>講習一時間につき六百五十円</p>	<p>千百円</p>	<p>第十條の二第一項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、一万円)</p>

(略)	四 条 第 六 項 の 規 定 に 基 づ く 營 業 所 の 管 理 者 に 対 する 講 習 に 関 す る 事 務
(略)	

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二條第一項第六号に係る部分を除く。）、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分を除く。）、第六号、第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分を除く。）若しくは第九号に規定する罪、同法第五十条第一項第四号（同法第二十二條第一項第六号に係る部分に限る。）、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分に限る。）若しくは第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第五十六條に規定する罪</p> <p>十一〜二十四 （略）</p>	<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二條第六号に係る部分を除く。）、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分を除く。）、第六号、第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分を除く。）若しくは第九号に規定する罪、同法第五十条第一項第四号（同法第二十二條第六号に係る部分に限る。）、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分に限る。）若しくは第八号（同法第三十一条の十三第二項第六号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第五十六條に規定する罪</p> <p>十一〜二十四 （略）</p>